

別紙

「栄養関係功労者表彰実施要領」

1 趣旨

栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に功労のあった者の労苦に報いるとともに、優良な地区組織等については他の模範とするため厚生労働大臣表彰を行い、もって栄養行政の一層の推進に資するものである。

2 表彰の区分

別添1「栄養関係功労者厚生労働大臣表彰区分」のとおりとする。

3 表彰の日時及び場所

功労者の区分別日時及び場所を決定し別途通知する。

4 推薦基準

別添2「推薦基準」による。ただし、春秋叙勲による勲章受章者、保健、公衆衛生関係事業功労により褒章条例による褒章受賞者又は厚生労働大臣表彰を受けた者（団体）は除く。

5 推薦書様式

別添3「提出書類」による。

6 提出期日

別途通知する日までとする。

7 被表彰者の決定

被表彰者は、都道府県知事又は関係団体の長からの推薦により、あらかじめ厚生労働省に設けられた選考委員の審査を経て決定する。

別添 1

「栄養関係功労者厚生労働大臣表彰区分」

区 分	推 薦 者	推 薦 人 員	表彰の種別
1 栄養改善事業 功労者	都道府県知事 又は関係団体 の長	原則として1名	厚生労働大臣表彰
2 栄養士養成功 労者	〃	〃	〃
3 栄養指導業務 功労者	〃	〃	〃
4 調理師制度功 労者	〃	〃	〃
5 調理師養成功 労者	〃	〃	〃
6 調理業務功労 者	〃	〃	〃
7 食生活改善事 業功労者	都道府県知事	〃	〃
8 地区組織	〃	原則として1組織	〃
9 特定給食施設	〃	原則として1組織	〃

なお、政令指定都市又は中核市を有する道府県及び東京都における推薦人員については、原則として個人2名以内及び組織2組織以内とする。

別添2

「推薦基準」

1 栄養改善事業功労者

次の（１）又は（２）に該当する者

- （１）栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があったと認められる者で当該年４月１日において次の各号のいずれにも該当するもの。

ア 栄養関係団体の役職従事年数が１０年以上で、年齢が５０歳以上であること。

イ 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

- （２）栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。

2 栄養士養成功労者

現に栄養士、管理栄養士養成施設の設立者（法人にあつてはその代表者）、施設長又は教職員であつて栄養士、管理栄養士養成のため特に顕著な功績があったと認められる者で当該年４月１日において次の各号のいずれにも該当するもの

- （１）功績に係る従事年数が１０年以上（教職員にあつては１５年以上）で年齢が５０歳以上であること。

- （２）原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

3 栄養指導業務功労者

現在、栄養士の免許を有する者であつて、常に第一線に在つて実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で当該年４月１日において次の各号のいずれにも該当するもの

- （１）功績に係る従事年数が２０年以上で、年齢が５０歳以上であること。

- （２）原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

4 調理師制度功労者

調理師の資質向上、組織活動を通じ調理師制度の発展向上のため特に功績を有すると認められる者で当該年４月１日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 調理師関係団体の役職従事年数が10年以上で、年齢が50歳以上であること。
- (2) 原則として都道府県知事又は、これに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

5 調理師養成功労者

現に調理師養成施設の設立者（法人にあつてはその代表者）、施設長又は教職員であつて調理師養成のため特に顕著な功績を有すると認められる者で当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 功績に係る従事年数が10年以上（教職員については15年以上）で、年齢が50歳以上であること。
- (2) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

6 調理業務功労者

現在、調理師の免許を有する者であつて、常に第一線に在つて実際の調理業務に従事し、かつ指導的立場から調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績を有すると認められる者で当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 功績に係る従事年数が20年以上で、年齢が50歳以上であること。
- (2) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

7 食生活改善事業功労者

食生活の改善活動を積極的に推進し、特に顕著な功績があつたと認められる者で当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 食生活改善関係団体の役職従事年数が10年以上で、年齢が50歳以上であること。
- (2) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

8 地区組織

地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており、かつ他の模範とすべき地区組織であつて、当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 10年以上継続して地区の食生活改善運動を実施していること。
- (2) 地区住民が積極的に参加している自主的な実践活動を通じて住民の食生活改善向上及び健康増進に顕著な貢献をしていること。
- (3) 地区における不合理な食生活や食習慣を改善して顕著な効果をあげていること。
- (4) 実践活動に創意工夫がなされており、模範的な地区活動を通じて近隣地区に対しても良い影響を与えていること。
- (5) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

○ 9 特定給食施設

給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く。）であって、当該年4月1日において次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 特定給食施設としての実績を10年以上有する施設であって栄養改善のための効果が顕著であること。
- (2) 合理的な給食管理組織が確立されており円滑な運営がなされていること。
- (3) 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。
- (4) 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。
- (5) 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果の成績がよく、かつ、過去に行政処分を受けたことのないこと。
- (6) 原則として都道府県知事又はこれに準ずる者の表彰を受けたことがあること。

別添3

「提出書類」

- | | |
|---|-----|
| 1 都道府県知事の具申書 | 1 部 |
| 2 推薦調書 | |
| (1) 栄養改善事業功労者 (様式1-1-A, 1-1-B) | 1 部 |
| (2) 栄養士養成功労者 (") | " |
| (3) 栄養指導業務功労者 (") | " |
| (4) 調理師制度功労者 (") | " |
| (5) 調理師養成功労者 (") | " |
| (6) 調理業務功労者 (") | " |
| (7) 食生活改善事業功労者 (") | " |
| (8) 地区組織 (様式2-1-A, 2-1-B, 2-2) | " |
| (9) 特定給食施設 (様式3-1-A, 3-1-B, 3-2) | " |
| 3 履歴書 ((1) ~ (7) に添付) (様式1-2) | " |
| 4 その他 | |
| 選考に際し参考となる資料 (リーフレット・パンフレット写真集等) 及び
功績に係る細部の説明書等 | 1 部 |

様式 3-2

特 に 推 薦 に 値 す る 事 業 概 要

	期 間	事業項目	内容及び実施方法	実績及び効果
事業概要				
給食管理の概況	給食業務に対する配慮	組織・栄養管理面		
		作業管理面		
		施設設備面		
		その他		
	栄養指導の実施状況			
	喫食者中心の給食への配慮			
	給食改善のための調査研究の有無及びその概要			
	食品衛生監視成績 (過去5年間の状況)	平成 年・平成 年・平成 年・平成 年・平成 年 () () () () ()		
	行政処分の有無			
	一人当たり給食材料費 (定食、一般食について最近1ヶ月平均を求め記入すること)	朝 円・昼 円・夕 円・計 円		
その他参考事項				

(注) 一票におさめて記入のこと。

特 定 給 食 施 設 推 薦 調 書

様式3-1-A

都道府県名

(1)給食施設名		(3)施設 の設置者		氏 名	氏 名
(2)所 在 地				住 所	役 職 名
(5)給食開始年月日		(6)給食業務改善に対する配慮		組織 栄養管理面	(7)給食組織の機構図
給食継続年数				作業管理面	
給食の種類(工場、病院 福祉施設等)				衛生管理面	
経営形態 (直営又は委託の別)				施設設備等その他	
給食回数 (1日の給食回数)					
給食数 (1日当り給食数) 星 タ					
1日当り延食数					
給食従事者数		(栄養士) 人	(調理師) 人	(統計) 人	

様式3-1-B

(1)都道府県及び給食施設名	(2)給食運営について		(3)表 彰 歴		(4)推 薦 理 由	(推薦に値する理由を具体的に記入する)
	給食継続年数	年	年月日	表彰者		
	延給食数	食				(5)給食改善の概要 (給食改善のための調査、研究及び栄養指導の実施状況)
	施設の種類					
	経営の形態					
	行政処分の有無					
	最近の食品衛生監視成績	点				

(注) 1 施設の設置者が法人の場合は、その名称及び代表者氏名を記入すること。また、正款、寄付行為等関係書類を添付すること。
2 給食の長さ及び各記入欄の間隔等については、必ず本様式と同じ規格で作成すること。
3 参考資料として、給食施設見取図又は写真を添付すること。
4 一票におさめて記入のこと。